

2019年3月1日

東京MOU事務局

## MARPOL 条約 (海洋汚染防止条約) 附属書 VI (船舶による大気汚染の防止) に関する集中検査キャンペーン (CIC) について (中間報告)

2018年9月1日から11月30日までの間、パリMOUと合同で実施したMARPOL条約附属書 VI (船舶による大気汚染の防止) に関する集中検査キャンペーン (Concentrated Inspection Campaign : CIC) について、今般、中間結果報告を取り纏めましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、このキャンペーンの最終報告書については、2019年10月にマーシャル諸島において開催予定の第30回PSC委員会で審議、承認された後に公表の予定です。

### 記

#### 1. 検査隻数及び拘留船舶数

メンバー当局 (MARPOL条約附属書VI当事国に限る。以下同じ。) 全体では、期間中、**6,604隻**を検査し、その内、4隻 (拘留率: 0.06%) がこのキャンペーンに直接関連する不適合により拘留されました。なお、期間中に拘留された船舶は全体で176隻 (同2.14%) ありました。

#### 2. 旗国別・船種別内訳

##### 旗国当局別検査隻数 (上位4当局)

順位	旗国当局名	隻数 (全体に占める割合)
1	パナマ	1,817隻 (27.51%)
2	香港 (中国)	649隻 (9.86%)
3	マーシャル諸島	620隻 (9.39%)
4	リベリア	620隻 (9.39%)

##### 船種別検査隻数 (上位4当局)

順位	船種	隻数 (全体に占める割合)
1	ばら積み貨物船	2,402隻 (36.37%)
2	一般貨物船/多目的船	1,234隻 (18.69%)
3	コンテナ船	1,171隻 (17.73%)

### 3 検査の結果等

旗国別拘留隻数（キャンペーン関係の拘留）（4当局、国名アルファベット順）

旗国当局名	拘留隻数（検査隻数）（拘留率）
マーシャル諸島	1 (620) (0.16%)
オランダ	1 (20) (5.00%)
パナマ	1 (1,817) (0.06%)
ベトナム	1 (156) (0.64%)

欠陥指摘の多かった項目（上位3項目）

順位	検査項目	件数 (全体に占める割合)
1	再充填可能なオゾン層破壊物質を使用する装置を搭載する船舶において、オゾン層破壊物質記録簿が維持されているかどうか	121 (1.83%)
2	燃焼を目的とした燃料油の詳細が記述された燃料油供給証明書は船上に3年間保管されているかどうか	118 (1.79%)
3	船上焼却炉又は代替の熱廃棄物処理装置が搭載されている船舶において、当該装置の操作に責任を有する乗組員は、製造者説明書に記載されている手順について、習熟し、適切に教育を受け、実施する能力を有しているかどうか	93 (1.41%)

#### <お問合せ先>

東京エムオウユウ事務局 久保田、寧(ニン)  
電話 03-3433-0621 FAX 03-3433-0624

## **Editor's note**

**東京MOU**：ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定（Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region）の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2019年3月1日現在、以下の20の当局がメンバーとなっている。また、パナマ及びメキシコが準メンバーとなっているほか、6の当局及び9のI G Oがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター（APCIS）はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、ヴァヌアツ、ヴィエトナム

オブザーバー：北朝鮮、マカオ（中国）、サモア、ソロモン諸島、トンガ、USCG、IMO、ILO、パリMOU、インド洋MOU、黒海MOU、リヤドMOU、カリブ海MOU、アブジャMOU、Viña del Mar Agreement（南米MOU）、

**ポート・ステート・コントロール（P S C）**：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。安全、保安、海洋環境保護、船員の作業居住環境に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

**集中検査キャンペーン（C I C）**：新たに導入された要件等テーマを特定して通常のP S C検査に加え、年1回3か月間にわたり集中的に実施する検査キャンペーン。